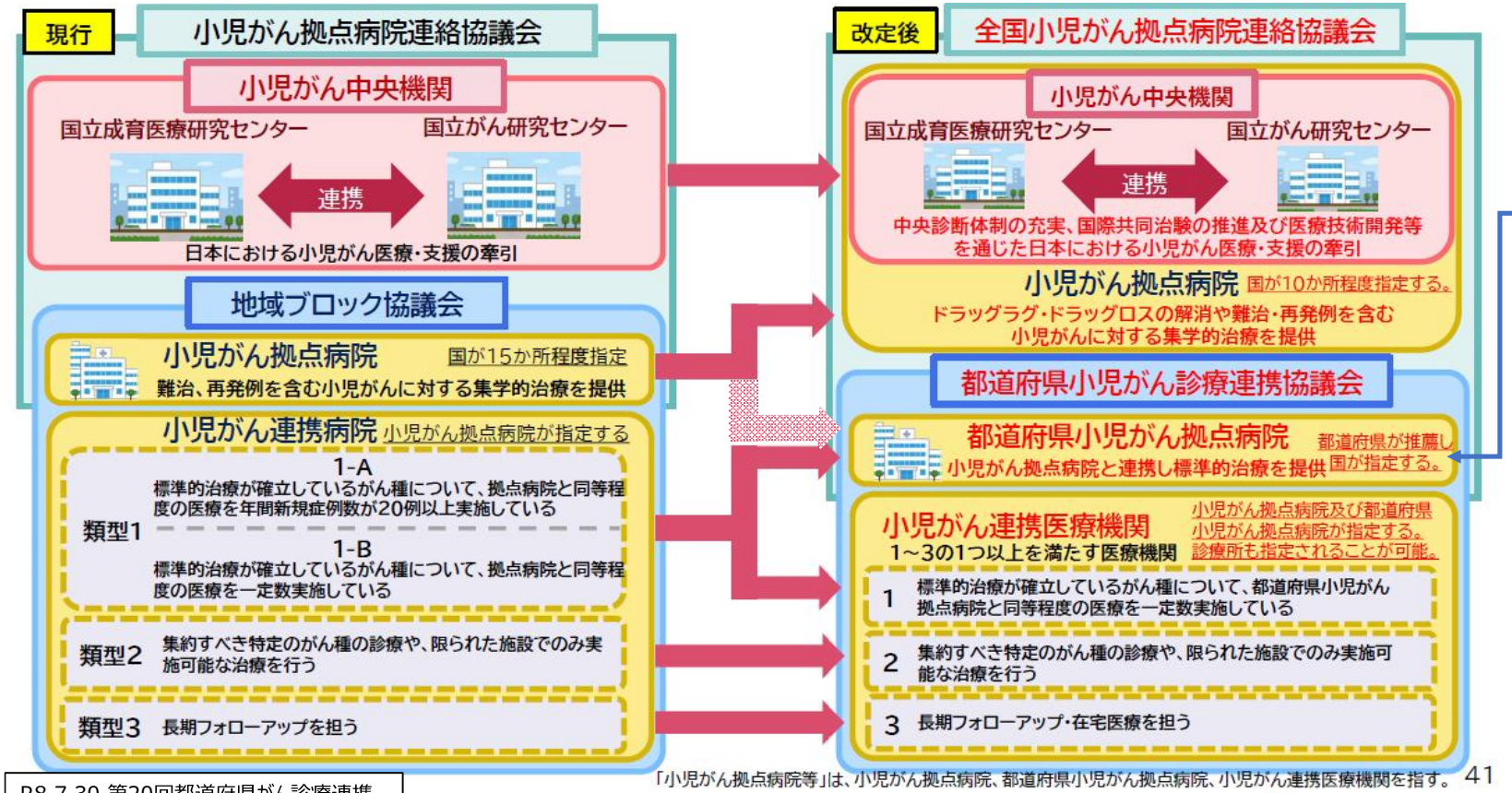
資料４

都道府県小児がん拠点病院の新規指定の推薦について

令和８年度大阪府がん対策推進委員会
第２回がん診療連携検討部会

国指定小児がん拠点病院の枠組の見直しについて

令和８年度の国指定小児がん拠点病院等の整備指針の見直しに伴い、新たな区分として、都道府県小児がん拠点病院が新設され、都道府県知事の推薦に基づき厚生労働大臣が指定することとされた。



「小児がん拠点病院等」は、小児がん拠点病院、都道府県小児がん拠点病院、小児がん連携医療機関を指す。

R8.7.30 第20回都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会資料に一部追記

都道府県小児がん拠点病院に求められる役割

- 都道府県の拠点として、都道府県や他の小児がん拠点病院等及びがん診療連携病院等と協力し、質の高い小児がん医療提供体制を確保
- 治療方針の決定及び標準治療の提供
- 人材育成
- 診療、長期フォローアップ及び移行期医療、療養支援等における小児がん医療連携体制の構築
- 都道府県小児がん診療連携協議会の実施

（小児がん拠点病院等の整備に関する指針からの摘要）

指定にかかる推薦希望があった病院の概要

令和８年第１回大阪府がん対策推進委員会がん診療連携検討部会（R8.8.20開催）の審議結果に基づき、
すでに小児がん医療拠点病院として指定されている病院を対象に募集を行ったところ、下記の１病院から被推薦希望があった。
当該病院は、都道府県小児がん拠点病院の指定要件を充足している。

圏域	病院名	1 診療体制							2 診療実績	3 人材育成等	4 相談支援及び情報の収集提供		5 発育及び教育等環境整備	6 臨床研究等	7 医療の質の評価改善等
		診療機能			診療従事者（医師）										
		標準的治療	緩和ケア	地域連携	小児がん薬物療法	小児がん手術療法	小児がん緩和ケア	小児がん病理診断	新規症例数		がん相談支援センター	院内がん登録		治験その他臨床研究等	
大阪市	**大阪市立総合医療センター**	○	○	○	10人	4人	3人	5人	94件	○	○	○	○	226件	－

【未充足要件】

圏域	病院名	未充足要件	充足見込時期等
大阪市	大阪市立総合医療センター	都道府県内の小児がん拠点病院等の診療機能、診療実績、医療の質の評価、地域連携に関する実績及び活動状況並びに長期フォローアップが可能な地域の状況について把握・評価するとともに、小児がん患者の療養生活の質に関する課題を関係者間で共有した上で、必要な改善策を講じている。	令和８年９月１日時点では都道府県小児がん拠点病院として指定されていない。令和9年4月1日以降、整備を行う予定である。 現在は、阪奈和小児がん連携施設連絡会 療養環境・緩和ケア合同部会を年3回定期開催し、問題点について協議し、助言・解決策の提示を行っている。 また、Quality Indicator算定により、小児がん拠点病院である当院や連携する小児がん連携病院の医療の質の評価を行っている。
		上記の実施状況につき、都道府県小児がん協議会において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報している。	令和８年９月１日時点では都道府県小児がん協議会が設置されていない。令和9年4月1日以降、整備を行う予定である。 現在は、連携する小児がん連携病院に関する情報を、ホームページに掲載している。

※いずれの要件も都道府県小児がん拠点病院として都道府県の医療の質の評価及び改善等を図る取り組みを求めるものであり、都道府県小児がんとして指定を受けていないかつ都道府県の連携体制である小児がん診療連携協議会が設置されていない令和8年度時点で達成されていなくとも、指定申請に差し支えないと認められる。

大阪市立総合医療センターの主な特徴

1　小児がん患者の診療体制

◆小児がん拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、エキスパートパネル実施可能がんゲノム医療連携病院の3つに指定され、かつ病床数1063床の大型総合病院の中に、約200床の病床数と16の小児系診療科、医師数約120名からなる小児診療部門があるという、“大型総合病院の中に小児病院がある”ような全国でも類を見ない形態の病院であり、小児のみならずAYA世代の患者に対して幅広く手厚い治療が可能な総合的診療機能を有する。

◆小児がん連携病院や地域の医療機関からの紹介患者を、救命救急部とも連携して、診療時間内外に関わらず随時受け入れる体制を整備。
また、大阪府、奈良県、和歌山県の小児がん連携病院と月1回合同Webカンファレンス、年3回疾患群別の合同Web症例検討会を行い、再発・難治例などを中心とした均てん化が難しい治療を要する症例の治療法について協議。協議症例を含め、転院要請患者については速やかに受け入れを行っている。

2　人材育成

◆日本小児血液・がん学会専門医研修施設、日本血液学会専門研修認定施設、日本がん治療認定医機構認定研修施設であり、小児血液・腫瘍内科シニアレジデントとして資格取得を目指す小児科医4名が現在在籍。

3　相談支援

◆外来、病棟、地域と連携した多職種ケアを推進する目的で設立された「子どもサポートチーム」および「AYAサポートチーム」が毎週1回定期ラウンドと毎月2回の部署カンファレンスを実施しており、依頼に応じて患者や家族の困りごとや相談に直接対応。

◆近隣の連携病院や訪問看護ステーションなどの医療スタッフからの相談にも対応、他施設で療養する小児がん患者への間接的な支援も実施。

4．発育及び教育のための環境整備

◆大阪府立光陽支援学校の分教室（小学部・中学部）を病棟内に設置し、病状に応じてベッドサイド学習も実施。
学童期以上の患者が入院する病棟には、それぞれ学習室を設けており、個別学習やオンライン学習、場合によっては院内での受験会場としても活用されている。

5．臨床研究

◆小児がん拠点病院への指定以降参加した治験に参加した被験者は170名にのぼる。
これらの治験のうち10の薬剤が承認取得、うち6は同病院の医師が研究代表者ないし治験調整医師であった治験によるもの。

都道府県小児がん拠点病院の推薦の審議

審議内容

〇令和８年度第１回大阪府がん対策推進委員会がん診療連携検討部会の審議結果に基づき、既指定の小児がん拠点病院を対象に被推薦希望を募集したところ、**該当する病院（大阪市立総合医療センター）から申請があった。**
当該病院については、国の指針に定める**指定要件を充足**していることを確認。

⇒当該病院の推薦可否についてご審議願いたい。

〇**令和８年７月30日付国通知「小児がん拠点病院等の整備について」【参考資料３】**
（別紙）小児がん拠点病院等の整備に関する指針＜抜粋＞
Ⅰ 小児がん拠点病院等の指定について
２ 都道府県小児がん拠点病院
小児がん患者が、どの都道府県においても適切な診断および治療にアクセスできるよう、各都道府県の診療の拠点となる病院として、都道府県小児がん拠点病院を各都道府県に整備するものとする。（略）都道府県小児がん拠点病院は、原則として各都道府県1ヶ所を整備するものとするが、小児がん診療の質の向上及び小児がん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確であれば、複数指定することも可能とする。（以下略）